特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習会

（愛知労働局長登録教習機関　第１２９１号）　　（一社）名古屋南労働基準協会

化学物質のうち特に、がん、皮膚炎、神経障害その他の健康障害を発生させるおそれがある化学物質を製造し、または取り扱う作業においては**労働安全衛生法第 14 条で、特定化学物質及び四アルキル鉛作業主任者技能講習を修了した者の中から特定化学物質作業主任者または四アルキル鉛等作業主任者を選任しなければならない**と定められています。

当協会では、下記にて標記講習会を開催いたします。関係各位が本講習を受講、資格取得し、法遵守に遺漏なきようご案内とお願い申し上げます。

記

日　時　　２０２６年　１２月　１４日（月）9:００～１７:００〔１日目〕

２０２６年　１２月　１５日（火）9:２０～１７:００〔２日目〕

会　場　　名古屋港湾会館　２階第１会議室

名古屋市港区港町 1-11

地下鉄名港線「名古屋港」1 番出入口より徒歩 2 分

会　費　　会 員　１２,７００円（税込　受講料 11,000 円、テキスト代 1,700 円）

非会員１３,２００円（税込　受講料 11,000 円、テキスト代 2,200 円）

申込方法　　お電話にてご予約をお取り願います。

受講申込書にご記入の上、写真（3×2.4cm）１枚と会費を添えて、

名古屋東労働基準協会までメール又は郵送でお申し込みください。

☆　郵送の場合は会費を次の口座へ講習開始１０営業日前迄にお振込み下さい。

三菱ＵＦＪ銀行　堀田支店　普通預金口座　0656029

振込手数料はご負担下さい。

申 込 先　　〒456-0022

名古屋市熱田区横田 1-11-6　フジ神宮ビル 8F

名古屋東労働基準協会

Tel０５２－８９０－４４６６

※講習開始７営業日前を過ぎますとキャンセル・変更・受講料等の返金はできませんのでご了承ください。